

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和3年11月16日

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数 （うち遊休許可の名簿管理の数）	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域 （緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格				
中型まき網漁業	中型まき網漁業	3 (0)	5トン以上 20トン未満	定めなし	石川県輪島市猿山灯台0.0度の線と金沢市大野灯台270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、次に掲げる海域を除く。 （1）輪島市猿山灯台0.0度の線と羽咋郡志賀町福浦港灯台270.0度の線との両線間における最大高潮時海岸線から沖合2海里以内の海域。 （2）羽咋郡志賀町福浦港灯台270.0度の線と、羽咋市滝崎灯台270.0度の線との両線間における沖合3海里以内の海域。 （3）羽咋市滝崎灯台270.0度の線と、金沢市大野灯台270.0度の線との両線間における沖合5海里以内の海域。	1月1日から 12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 志賀町酒見から久喜までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	継続	5年	0	西海
		3 (0)	"	"	石川県羽咋郡志賀町福浦港灯台270.0度の線と、珠洲市三崎町長手埼灯台90.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、次に掲げる海域を除く。 （1）輪島市猿山灯台270.0度の線以南における、最大高潮時海岸線沖合3海里以内の海域。 （2）輪島市猿山灯台270.0度の線と、輪島市上大沢町と同市門前町樽見との境界337.5度の線との両線間における沖合2海里以内の海域。 （3）輪島市上大沢町と同市門前町樽見との境界337.5度の線と、輪島市と珠洲市の境界0.0度の線との両線間における沖合2.5海里以内の海域。 （4）舩倉島の周辺から沖合7海里以内の海域。 （5）次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結んだ線で囲まれた海域。 ア セツ島大島灯台中心点17度00分5.4海里の点（北緯37度41.732分 東経136度56.077分） イ セツ島大島灯台中心点96度30分3.9海里の点（北緯37度36.126分 東経136度58.966分） ウ セツ島大島灯台中心点144度30分3.9海里の点（北緯37度33.390分 東経136度56.939分） エ セツ島大島灯台中心点197度30分4.6海里	4月1日から 12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 輪島市上大沢町から町野町管々木までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	"	"	0	輪島

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の数管理の数	県漁協支所及び出張所(旧漁協又は地区)、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数(うち遊休許可の名簿管理の数)	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域(緯度経度は世界測地系)	漁業時期					漁業を営む者の資格
中型まき網漁業	中型まき網漁業				<p>の点(北緯37度32.181分 東経136度52.353分)</p> <p>オ セツ島大島灯台中心点247度00分9.6海里の点(北緯37度32.814分 東経136度42.977分)</p> <p>カ セツ島大島灯台中心点312度30分7.5海里の点(北緯37度41.638分 東経136度47.132分)</p> <p>(6) 輪島市と珠洲市の境界0.0度の線と珠洲市狼煙町祿剛埼灯台0.0度の線との両線間における沖合3海里以内の海域。</p> <p>(7) 珠洲市狼煙町祿剛埼灯台中心点、祿剛埼灯台中心点0.0度の線上3海里の点及び同市三崎町長手埼灯台中心点90.0度の線上3.0海里の点並びに長手埼灯台中心点を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海域。</p>						
かご漁業	かご漁業(えび)	12(5)	15ト未満	〃	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次結んだ直線によって囲まれた海域とする。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。</p> <p>ア 輪島市猿山岬灯台(北緯37度19.430分、東経136度43.465分)</p> <p>イ イから315.0度の線上における最大高潮時海岸線から32海里の点(北緯37度42.135分、東経136度14.960分)</p> <p>ウ イから292.5度の線上における最大高潮時海岸線から29海里の点(北緯37度30.568分、東経136度09.752分)</p> <p>エ イから270.0度の線上における最大高潮時海岸線から27海里の点(北緯37度19.430分、東経136度09.374分)</p> <p>オ 羽咋郡志賀町海士埼灯台(北緯37度08.812分、東経136度40.237分)から270.0度の線上における最大高潮時海岸線から21海里の点(北緯37度08.812分、東経136度13.840分)</p> <p>カ 羽咋市滝埼灯台(北緯36度55.752分、東経136度45.000分)から270.0度の線上における最大高潮時海岸線から27海里の点(北緯36度55.752分、東経136度11.161分)</p> <p>キ かほく市白尾灯台(北緯36度43.282分、東経136度41.105分)から292.5度の線上における最大高潮時海岸線から26海里の点(北緯36度53.271分、東経136度11.120分)</p> <p>ク かほく市白尾灯台</p>	1月6日から8月25日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 羽咋郡志賀町酒見から西海久喜までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	〃	〃	3	西海

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の数の管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数（うち遊休許可の名簿管理の数）	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期				
かご漁業	かご漁業（えび）	—	10トン未満	—	以下のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。 ア 石川県輪島市舩倉島灯台（北緯37度51.077分東経137度55.128分：世界測地系。以下同じ。） イ ア点337.5度（真方位。以下同じ。）の線上における石川県の最大高潮時海岸線との交点から11.2海里の点（北緯38度01.424分東経136度49.716分） ウ ア点0.0度の線上における石川県の最大高潮時海岸線との交点から沖合12.1海里の点（北緯38度03.177分東経136度55.128分） エ ア点45.0度の線上における石川県の最大高潮時海岸線との交点から沖合15.2海里の点（北緯38度01.825分東経137度08.700分）	6月1日から8月31日まで	—	—	—	輪島

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和3年11月16日から令和3年12月10日まで